

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部改正について【要旨】

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、保育の必要性の認定基準に係る規定を改正するもの。

2 改正内容

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定基準を適用する対象者として、子育てのための施設等利用給付を受けようとする者を追加

・改正条文

第1条、第3条及び第4条

・概要

幼児教育・保育の無償化に伴い創設される子育てのための施設等利用給付（未移行幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等）については、未移行幼稚園を除き、保育の必要性の認定を支給要件としているため、所要の改正を行うもの。

(2) 保護者が育児休業中である場合の保育の必要性の認定に係る対象施設として、特定子ども・子育て支援施設等を追加

・改正条文

第3条第11号

・概要

特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）又は特定地域型保育事業（小規模保育事業等）に在籍する児童の保護者が育児休業を取得した場合には、保育の必要性を認定している。

幼児教育・保育の無償化に伴い創設される特定子ども・子育て支援施設等（幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等）についても、当該認定に係る対象施設とするもの。

(3) その他文言の整理

・改正条文

第3条第7号及び第12号

2 施行日

令和元年10月1日から施行する。

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第20条及び第30条の5</u>の規定に基づく保育の必要性等の認定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(保育の必要性の認定)</p> <p>第3条 <u>法第20条第1項及び第30条の5第1項に規定する保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに<u>準ずる</u>教育施設に在学していること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第20条</u> _____ の規定に基づく保育の必要性等の認定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(保育の必要性の認定)</p> <p>第3条 _____</p> <p><u>保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかの事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに<u>準じる</u>教育施設に在学していること。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

(11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等

(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

(保育必要量の認定)

第4条 法第20条第3項の保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)又は平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に分けて行うものとする。

(11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業

(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認める事由に該当すること。

(保育必要量の認定)

第4条 _____保育必要量の認定は、保育の利用について、1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)又は平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分に分けて行うものとする。